

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書 2019年 6月 24日 京都市長 殿 提出者 住 所 京都市下京区塩小路通西洞院東入ル 東塩小路町841-5 氏 名 医療法人財団 康生会 武田病院 理事長 武田隆司 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 075-361-1351 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人財団 康生会 京都駅前武田透析クリニック
事業場の所在地	京都市下京区木津屋橋通新町西入東塩小路町606-3-2 三旺京都駅前ビル6階
計画期間	2019年4月1日～2020年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	8311 医療業
②事業の規模	透析外来受診 70人／1日 受診ベッド46床
③従業員数	20人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙処理工程のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図 別紙管理体制図のとおり)

①現状	【前年度（2018年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	68 t	t
	(これまでに実施した取組) 院内分別回収の推進		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	60 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・医療従事者の意識の向上		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性廃棄物 (バイオハザードマーク赤：専用容器、橙：ビニル袋2重、厚いダンボール容器、黄：メディペール又は専用容器一全て蓋付を使用) ・産業廃棄物 (廃プラスチック、ガラス・陶器くず：透明ビニル袋を使用)		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特にない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2018年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2018年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） ・実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（2018年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2018年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	68 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	68 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	60 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	60 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none">・優良認定処理業者から選定する。・委託先処理業者には定期的に現地確認をする。・令和2年 電子マニフェストシステムを実施する、現在計画準備中です。			
※事務処理欄			

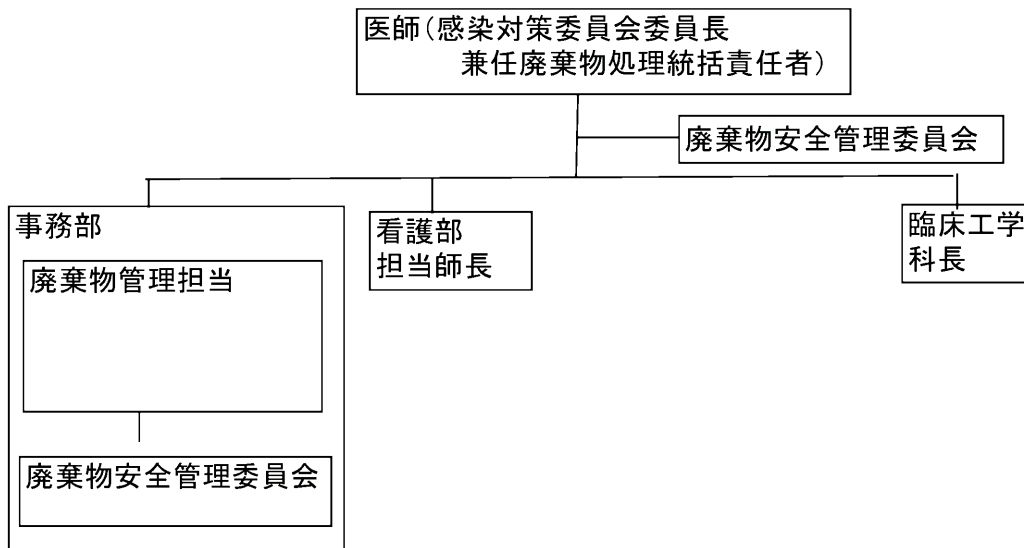
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

	統括責任者	所属:医局 職名:医師
	廃棄物担当	事務部 組織人数:3人
役割	廃棄物安全管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の安全管理、廃棄物の発生抑制、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長—特別管理産業廃棄物管理責任者 委員—関連部署所属長 ・事務局—総務部・購買施設管理部
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の決定 ○廃棄物管理規定の策定 ○廃棄物処理に関する検討に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生処理業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理表の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織図



特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

